

横浜市中小企業振興基本条例に基づく  
平成 27 年度の実施状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について ..... 2

【報告書掲載事業】 4 事業 / 全体 77 事業

番号	事業名	掲載頁
34	国際コンテナ戦略港湾推進事業	2 (冊子 27)
35	客船寄港促進事業	2 (冊子 27)
36	外国客船誘致強化事業	2 (冊子 27)
77	グリーン経営認証の取得奨励事業	2 (冊子 44)

2 工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大  
について ..... 3

# 1 中小企業振興施策の実施状況について

(単位:千円)

34	国際コンテナ戦略港湾推進事業	27決算額	149,245
		26決算額	156,565

(港湾局物流運営課)

## 【事業内容】

国際コンテナ戦略港湾として、横浜港への貨物集約を促進するため、基幹航路である北米・欧州航路の維持拡大や、経済成長を続けるアジア地域との近海航路の開設などに対する支援を実施しました。

こうした取組を通じ、横浜港へ輸出入貨物を集貨することにより、物流に携わる市内中小企業に広く経済波及効果をもたらしました。

## 【27年度の具体的な実績・成果、市内企業の声等】

航路補助制度(航路拡大)の実施により、3航路が新設、1航路が横浜港先行化により強化され、16,850TEUの貨物を集貨しました。また、航路維持では基幹航路12航路、中国・東南アジア航路の一部3航路に対し支援を行いました。

※TEU…コンテナの本数を20フィートコンテナ換算した場合の単位

## <改善の取組>

集貨策の実施主体について、コンテナ貨物に対する集貨は企業の個別事情に柔軟に対応するため横浜港埠頭株式会社が先行し、港湾局は航路に対する支援を担うことで、貨物と航路の両輪に対して的確な支援をすることにより、効率的な誘致活動を実施しました。その結果、アジア航路などが拡大・強化され、横浜港の航路ネットワーク維持拡大につなげることができました。

## 【課題と28年度以降の対応】

国内企業の海外生産の進展やアジア主要港の躍進など、横浜港を取り巻く環境は厳しさを増していますが、28年度からは新設された横浜川崎国際港湾株式会社と連携し、同社が実施する国費の投入により拡充した集貨支援策と港湾局の航路補助制度をあわせて、効果的に集貨を実施し、横浜港と港湾産業の活性化を進めていきます。

35	客船寄港促進事業	27決算額	59,662
		26決算額	51,940

(港湾局客船事業推進課)

## 【事業内容】

客船の寄港は、給油・船用品等の需要を生じさせるとともに、乗客や客船を見に集まった観光客などの消費を喚起させるなど、地域経済に様々な効果をもたらします。

そこで横浜港では客船寄港を促進するため、各種インセンティブを活用し客船運航会社等に誘致活動を行うとともに、寄港した客船に対する歓迎事業の実施やシャトルバスの運行等のサービスを提供しています。

これらの取組により、市内中小企業の事業活動の活性化に繋がっています。

## 【27年度の具体的な実績・成果、市内企業の声等】

外国客船37回・日本客船90回の合計127回 客船が寄港しました。

年(暦年)	外国客船	日本客船	合計
H27	37	90	127
H26	48	97	145
H25	33	119	152

## <改善の取組>

引き続き、客船運航会社等に誘致活動を行うとともに、新港9号客船ターミナル施設整備に向けた検討を行いました。

## 【課題と28年度以降の対応】

クルーズシーズンなどに、客船の寄港が重なり、調整が難しいケースが発生しています。新港9号岸壁を改修し、客船受入機能を強化します。

36	外国客船誘致強化事業	27決算額	60,992
		26決算額	68,695

(港湾局客船事業推進課・物流企画課)

## 【事業内容】

客船の寄港は地域経済に様々な効果をもたらします。横浜港が日本を代表するクルーズポートとしての地位をより強固にしていくためにも、日本客船の寄港数を維持しつつ、日本への寄港数が増加傾向にある外国客船をより積極的に誘致することが重要です。

そこで、各種インセンティブの活用のほか、ベイブリッジを通過できない超大型客船の受入対応として、仮設テントを設置し、市内の観光案内やWi-Fiサービスの提供などのサービス拡充を実施しています。

これらの取組により、市内中小企業の事業活動の活性化に繋がっています。

## 【27年度の具体的な実績・成果、市内企業の声等】

外国客船が37回寄港しました。また、そのうち18回(ダイヤモンド・プリンセス12回、コスタ・ビクトリア3回、ボイジャー・オブ・ザ・シーズ2回、セレブリティ・ミレニアム1回)が、多くの乗下船客のある発着地としての寄港となりました。

## <改善の取組>

ベイブリッジを通過できない超大型客船を、大黒ふ頭の貨物用岸壁で7回(ボイジャー・オブ・ザ・シーズ3回、マリナー・オブ・ザ・シーズ2回、クワンタム・オブ・ザ・シーズ1回、クイーン・エリザベス1回)受け入れました。

また、国と連携しながら仮設テントを設置し、市内の観光案内やWi-Fiサービスを提供しました。

## 【課題と28年度以降の対応】

世界的に客船の大型化が進展する中で、ベイブリッジを通過できない超大型客船への対応が課題となっています。このため、大黒ふ頭の自動車専用船岸壁の改良などを進め、受入機能の充実を図っていきます。

77	グリーン経営認証の取得奨励事業	27決算額	744
		26決算額	750

(港湾局物流運営課)

## 【事業内容】

CO2の削減を目指し、港湾運送、トラック運送事業等を対象とした「グリーン経営認証」の取得奨励を行う事業。

認証を受け、認証費用(審査料及び登録料金等・2年更新)を負担した場合、1事業者あたり7万5千円を上限に補助しました。

## 【27年度の具体的な実績・成果、市内企業の声等】

27年度は、年間10社(うち、中小企業9社)に対し、補助を実施しました。

## <改善の取組>

港湾関係者に対する事業説明・周知を行い、「グリーン経営認証」の取得奨励を行いました。

## 【課題と28年度以降の対応】

引き続き、港湾関係者の理解を得ながら、事業を推進していきます。

## 2 工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

### (1) 平成 27 年度の受注機会増大に向けた取組

工事、物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内中小企業者への優先発注を基本方針とし、市内事業者の入札参加機会の確保のため、専門事業者への分離発注やコスト面を考慮したうえでの分割発注を進めてきました。

また、港湾局において、27 年度は以下のような具体的な取組を行いました。

- ア 港湾施設の補修工事、下水道工事、道路整備工事等の工種において、分離や分割を行いました。
- イ 陸上地盤改良工事の一部において、26 年度以前に技術修得型 J V を採用した同種の工事で、市内中小企業者への受注機会を確保しました。
- ウ 物品調達及び委託業務において、市内中小企業者に対する優先的な取扱いを実施しました。

### 市内中小企業者への発注状況（港湾局契約分）

年度	区分	契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)								単独随意契約及び大規模契約の合計	
		市内中小企業契約実績								件数	金額
		件数	構成比率	構成比率の前年度からの増減	金額	構成比率	構成比率の前年度からの増減	件数	金額		
平成 27 年度	工事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,730
	物品	364	94.8	0.1	15,917	89.3	△ 5.8	384	17,821	132	21,221
	委託	183	80.6	△ 5.6	550,291	47.6	△ 0.9	227	1,155,199	100	4,315,444
	合計	547	89.5	△ 2.5	566,208	48.3	△ 1.2	611	1,173,020	233	4,342,395
平成 26 年度	工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	物品	414	94.7	0.5	20,354	95.1	2.8	437	21,406	112	33,699
	委託	181	86.2	9.2	474,307	48.5	16.9	210	977,621	91	4,455,816
	合計	595	92.0	3.0	494,661	49.5	16.1	647	999,027	203	4,489,515

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

### 【構成比率の主な減理由】

- ・ 物品：26 年度の長期継続契約案件が、27 年度は契約 2 か年目となり、本報告における集計対象外となったため 等
- ・ 委託：27 年度に新たに発注した山下ふ頭周辺地区の基本設計等について、準市内大企業への発注となったため 等

### (2) 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

ア 27 年度に引き続き、工事及び委託の分離・分割発注を徹底します。

イ 技術修得型 J V を採用した一定規模以下の陸上地盤改良工事については、J V で経験を積んだ市内事業者が単独入札できる発注方法への見直しを図るなど、市内中小企業者の受注機会を今後も確保していきます。

ウ 南本牧ふ頭連絡臨港道路の工事及び設計等の発注にあたっては、委託先の首都高速道路株式会社に対して市内中小企業者への発注の確保を要請しています。

エ 本市で実施している技術修得型 J V の入札方式を創設することなどを、29 年度国家予算要望において国土交通省へ要請しました。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約締結分のうち港湾局分）

年度	区分	契約実績(単独随意契約及び大規模契約を除く)								単独随意契約及び大規模契約の合計	
		市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額
		件数	構成比率	構成比率の 前年度からの 増減	金額	構成比率	構成比率の 前年度からの 増減				
件	%	ポイント	千円	%	ポイント	件	千円	件	千円		
平成 27 年度	工事	100	90.9	8.2	6,669,431	86.5	24.7	110	7,714,423	14	6,378,276
	物品	32	80.0	5.0	50,978	86.8	△ 7.8	40	58,731	3	92,711
	委託	28	93.3	△ 0.2	187,403	93.6	2.0	30	200,147	7	17,158
	合計	160	88.9	5.9	6,907,812	86.6	24.0	180	7,973,301	24	6,488,145
平成 26 年度	工事	81	82.7	△ 2.8	5,897,278	61.8	△ 8.1	98	9,549,560	15	6,258,520
	物品	27	75.0	△ 14.7	68,107	94.6	1.4	36	71,994	3	41,385
	委託	29	93.5	1.2	193,802	91.6	△ 2.7	31	211,471	5	11,076
	合計	137	83.0	△ 4.2	6,159,187	62.6	△ 8.1	165	9,833,025	23	6,310,981

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【構成比率の主な増理由】

- ・ 工事：新港9号岸壁の撤去工事や新山下地区の整備工事等の比較的金額規模の大きな新規工事が市内中小企業へ発注されたため 等